様式第５号

福井県指令長 第 　　　　　　号

所 在 地

名　　称

代 表 者

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった下記補助金の交付については、 福井県補助金等交付規則（昭和４６年福井県規則第２０号）第５条の規定により次のとおり交付することに決定したので同規則第７条の規定により通知する。

　令和　　年　　月　　日

福井県知事　　杉　本　達　治

記

１　補助事業の名称等

　　補助金等の名称　　令和７年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金

　　補助金交付対象事業　　　　令和　　年　　月　　日付け長第　　　号で申請のあった申請書に記載の事業（以下「補助事業」という。）とする。

２　補助事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりとする。

　　補助事業に要する経費　　　　　　 円

　　（内補助対象基本額　　　　　　 　円）

　　補助金の額　　　　　　　　　　　 円

３　補助事業に要する経費の配分は、前記申請書記載のとおりとする。

４　補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、知事の承認を受けなければならない。

　　（１）補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。

　　（２）補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。

　　（３）補助事業を中止し、または廃止するとき。  
５　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときまたは補助事業の遂行が

　　困難となったときは、すみやかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

６　補助事業者は、この補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して５か年間整備保存しなければならない。